

障害者権利条約を

ご存知ですか？

- ☞ 2006年12月13日は、国連で「障害のある人の権利に関する条約（以下権利条約）」が採択された日です。この条約は現在（2010年4月20日）までに85カ国が批准をしています。日本は署名（条約を承認・尊重・将来批准するという意）をしていますが、まだ批准はしていません。この条約は、この国で生まれ・育ち・生きていくために必要な権利を保障しようとするものであり、けっして障害者を特別扱いするものではありません。ただ、いまだ障害者が生きていくためには必要な配慮が少なく、また障害を持たない人が配慮しようとしてもがたい現状がありました。この条約では障害者にとって必要となる配慮の基本的な部分について書かれてあります。
- ☞ この条約では、必要な配慮のことを「合理的配慮」と規定しています。合理的配慮とは、例えば、障害を持った子どもがみんなと同じように地域の学校で勉強できるように、校舎をバリアフリーにしたり少人数学級にしたりすることです。また小学校や中学校、高等学校などで出会った友達と買いものに行ったり、映画を見たりするために自由な行動ができる公共交通機関が必要です。車いすを使う人や視・聴覚に障害のある人が使いにくい階段・トイレ・案内板をそのままにしてはいけません。そして、社会人になって働くとき職場内で介助をする人や介助犬が使えて、同僚と同じく賃金が得られるよう異なった取り扱いをなくすことです。
- ☞ 以上のように、障害を直接の理由にして入学を断ったり（これを直接差別と呼びます）、建物には入れるが建物内のトイレは使えない（これを間接差別と呼びます）、職場内で介助をする人や介助犬が使えない（合理的配慮の欠如）といったことをそのままにしておくことで「障害者差別」は起こります。

障害者差別禁止条例をつくりませんか？

いま全国各地で、障害者権利条約の地域版でもある「障害者差別禁止条例」を制定する動きが起こりつつあります。千葉県では全国初となる条例が制定され「教育」「雇用」「医療」の面で、

実質的な機会の保障を欠いた具体的な差別を挙げており、その差別を解決するための仕組みを行政・民間・市民レベルで考えるようになってきています。私たちが暮らす地域でも、合理的配慮をもとにした差別とは何かについて考えていくことは大切です。障害者差別のない社会は、みなさんも差別を受けていない社会だからです。ぜひとも、障害者差別禁止条例制定のために、学習会や講演会などにご参加ください。※文字にルビが振ってありません。お知り合いの方にはご自身の言葉で説明をくださるようお願い致します。

自立生活センターアークスペクトラム

615-0022 京都市右京区西院平町 6 三喜ビル 1F

tel (fax) : 075-874-7356 e-mail : cil-arcsp@rg7.so-net.ne.jp